

熱中症警戒アラート発表に伴う

当センターからのお知らせ

令和3年5月20日

環境省・気象庁より令和3年4月28日から10月27日の期間で、一都八県（東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川県・山梨・長野）で、WBGT（暑さ指数）の計測値が33度以上になる予想が出た際に『熱中症警戒アラート（試行）』が発表されることとなりましたので、当センターでは以下の取組みを実施させていただきます。

熱中症警戒アラートとは？

暑さへの「気づき」を呼びかけて予防行動をとっていただくための情報です。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、その前日夕方または当日早朝に発表される環境省・気象庁の取り組みになります。

引用：環境省のHPより

1 WBGTが33度を超えた場合は、屋外施設の利用は中止

従来の取組みとしてWBGTが31度以上の場合は、利用時間の短縮とスポーツ対応を控えさせていただきますでしたが、WBGTが33度を超えた場合には、さらに熱中症になる危険性が高まることから予想されるため、WBGT33度を超えた屋外施設のみ利用を中止とさせていただきます。

なお、中止になった際は、新型コロナウイルスの感染防止として館内で待機することができません。

利用される皆さまの健康と安全を守るための取組みとなりますので、ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

2 熱中症警戒アラート発表時の情報提供について

屋外施設の利用中止となるのはWBGT33度の数値が計測された場合となります。熱中症警戒アラート発表時の全てが利用中止となるわけではありませんので、ご不明な場合はHP及び電話等でご確認頂きますようお願い致します。